

## 建築関係の建設コンサルタント委託における第三者照査等の取扱い

建築関係の建設コンサルタント業務における第三者照査等については、次のとおり取り扱うこととする。

### 1 定義

#### (1) 通常の本社の内容確認

通常の本社の内容確認とは、「設計業務の各段階において、受注者が定めた管理技術者が仕様書、貸与資料及び参考文献等による設計条件及び設計基準と照合し、成果品（原稿を含む。）が技術的に適正、かつ、正確に作成されているか審査すること。」をいう。

#### (2) 第三者による主要な箇所の内容確認

第三者による主要な箇所の内容確認とは、「管理技術者が仕様書、貸与資料及び参考文献等による設計条件及び設計基準と照合し、成果品（原稿を含む。）が技術的に適正、かつ、正確に作成されているか審査したもののうち、主要な箇所について、管理技術者が行う審査と同様に審査すること。」をいう。

### 2 主要な箇所について

主要な箇所については、建築物等の規模や内容により異なるため、設計内容を勘案して設定するものとする。なお、営繕業務委託における「主要な箇所」については、少なくとも管理技術者が行う内容確認行為の50%超の項目とし、監督員の了承を得た第三者照査実施計画書及び報告書を提出するものとする。

### 3 第三者照査等の実施に伴う提出書類

#### (1) 契約時

- ・ 第三者照査等の実施計画書

※別途掲載の様式例を参考に作成する。

なお、本様式例は建築物を新築する場合の例示である。

#### (2) 各照査段階(確認①②③)の完了時

- ・ 確認①②：確認項目一覧表
- ・ 確認③：第三者照査等結果報告書及び確認項目一覧表

※別途掲載の様式例を参考に作成する。

なお、本様式例は建築物を新築する場合の例示である。

#### (3) 成果品の検査時

- ・ 第三者照査等に要した契約書及び領収書の写し

### 4 第三者照査等の実施に伴う説明

第三者照査等の業務を受託した者は、発注者の求めに応じ、上記3に掲げる書類提出時等において立会い、内容確認の状況について、説明するものとする。